

令和 7 年 4 月 1 日
山形行政監視行政相談センター
(き く み み 山 形)

山形県内 の 67 人 が 総務大臣から行政相談委員に委嘱

令和 7 年 4 月 1 日付けで、山形県で 67 人が行政
相談委員に委嘱されました。(委員名簿は別紙参照)

【行政相談委員とは？】

- ✓ 行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。
- ✓ 国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約 5,000 人が配置されています。
- ✓ このたび、令和 7 年 4 月 1 日付けで、山形県内の 67 人が総務大臣から行政相談委員に委嘱されました(委嘱期間は 2 年間。再委嘱可)。(別紙 1)
- ✓ 上記 67 人のうち 52 人が再委嘱の委員、15 人が新規に委嘱された委員です。(別紙 2)



総務省行政相談センター

まくみみ山形

(本件照会先)

総務省山形行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課長 内山
電話: 023 (632) 3113

(別紙1)

山形県内の行政相談委員（67 人）

(敬称略)

担当市町村	委員氏名	担当市町村	委員氏名	担当市町村	委員氏名	
山形市	今井 義憲	米沢市	多田 美佐雄	鶴岡市	升川 繁敏	
	岩城 慎二		栗原 珠実		宮島 昭子	
	高橋 等	長井市	菅野 昭浩		渡部 芳勝	
	小松 雅之		勝見 裕子		金内 秀	
	村山 恵美子	南陽市	丸山 啓一		池田 貴行 ※	
	黒木 佳昭 ※		小関 京子		田村 廣実 ※	
	鈴木 美香 ※	高畠町	黒田 雅幸		池田 勝美	
寒河江市	今野 要一		高梨 麗子	渡部 幸一		
	池田 昌子	川西町	山口 由紀子	尾関 久美 ※		
上山市	秋葉 和浩		奥村 邦彦 ※	酒田市	小松 睦	
	齋藤 俊子 ※	小国町	林 公子	山口 美穂 ※		
村山市	山田 しのぶ	白鷹町	田中 恵治	庄内町	羽根田 篤	
	安孫子 信弘 ※		大村 奈保子		水尾 理恵	
天童市	佐野 啓子	飯豊町	小松 雄一 ※	三川町	本間 俊一	
	四釜 禎	新庄市	須田 泰博		本間 明	
東根市	水上 由美子		金山町	青山 左絵子	遊佐町	佐藤 正子
	菊地 仁志	大友 美喜男 ※		佐藤 光弥 ※		
尾花沢市	大高 正史	最上町	浅井 真			
	名雪 きみえ	舟形町	伊藤 宏			
山辺町	渡邊 市也 ※	真室川町	高橋 秀一			
中山町	秋葉 秀出男 ※	大蔵村	今野 邦代			
河北町	布川 雄二	鮭川村	高嶋 均			
	奥山 千鶴子	戸沢村	荒川 喜一			
西川町	大泉 頼成					
朝日町	柴田 智子					
大江町	佐竹 恵子					
大石田町	鈴木 茂 ※					

(注) 名前の後ろに※を付している委員（15 人）は、新規に委嘱された委員である。

(別紙2)

新規委嘱委員（15 人）（再掲）

(敬称略)

担当市町村	委員氏名
山形市	黒木 佳昭
	鈴木 美香
上山市	齋藤 俊子
村山市	安孫子 信弘
山辺町	渡邊 市也
中山町	秋葉 秀出男
大石田町	鈴木 茂
川西町	奥村 邦彦
飯豊町	小松 雄一
金山町	大友 美喜男
鶴岡市	池田 貴行
	田村 廣実
酒田市	尾関 久美
	山口 美穂
遊佐町	佐藤 光弥



行政相談委員イメージキャラクター

しんみ なるそう よく きくよ
親身 成 三 良 聴代

〔 行政相談委員のご紹介 〕

1 行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者

行政相談委員は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する方に、総務大臣が委嘱します。

行政相談委員は、法律委員ですが、国家公務員ではなく民間人で、全国に約 5,000 人（各市町村に 1 人以上）、山形県内に 67 人配置されています。

委嘱期間は 2 年間ですが、再委嘱可能です。

（行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号））

2 行政相談委員の職務は？

国の行政機関や独立行政法人、特殊法人等の業務に関する苦情の相談に応じて相談者に必要な助言をし、関係行政機関等に苦情を通知します。

また、地方公共団体の業務に関する苦情を受け付けた場合は、必要に応じて関係市町村に連絡いたします。

さらに、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べるすることができます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱
されたボランティアです。



3 行政相談委員の活動は？

市町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設したり、地域を巡回したりして相談を受け付けます。

また、町内会や地域団体等の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見要望をお聴きします。

このほか、学校向けの出前教室やイベント等を通じて、行政相談（委員）制度を PR します。



相談解決のお手伝いをします！